

公益財団法人京都SKYセンター 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都SKYセンター（以下「SKYセンター」という。）の定款第13条及び29条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償に必要な基準を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、あらかじめ基本的な勤務時間が定められている理事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬及び賞与をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、通勤手当及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 SKYセンターは、常勤役員に報酬等を支給する。

- 2 前項の報酬等の額は、一人当たり年額600万円を上限として理事会が定める。
- 3 常勤役員の退職に当たって、退職手当は支給しない。
- 4 常勤役員以外の役員等が次の用務に従事したときは、その従事した日について報酬を支給する。この場合において2以上の用務に従事した日があるときは、これを1日として計算する。
 - (1) 理事会に出席したとき
 - (2) 評議員会に出席したとき
 - (3) 理事長が特に必要と認める用務に従事したとき
 - (4) 監事が監査の業務に従事したとき
- 5 前項の規定により支給する報酬の額は13,900円とし、京都府附属機関の委員等報酬及び費用弁償条例（昭和28年京都府条例第5号。以下「費用弁償条例」という。）第2条に定められる報酬の額を基準として定める。

(費用弁償)

第4条 役員等がSKYセンターの用務のため旅行をしたときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法は、費用弁償条例第2条及び京都府旅費条例（昭和25

年京都府条例43号)の規定に準じて算出した額及び支給方法とする。

3 SKYセンターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給するものとし、また前払いを要するものについては前もって支給することができる。

4 常勤役員には、その通勤実態に応じ、定まった日に通勤手当を支給する。

(報酬等及び費用の支給)

第5条 役員等の報酬等及び費用は、その金額を通貨で、直接役員等に支払う。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

2 役員等が報酬等及び費用を本人名義の金融機関口座へ振込みすることを申し出た場合には、その方法によることができる。

3 常勤役員の報酬等は、月額支給のものについては毎月定まった日に、年2回支給のものについては6月及び12月の定まった日に支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会において行う。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。